

登別市下水道事業経営戦略の概略

1 経緯

下水道事業を将来にわたり安定的に継続していくための中長期的な経営の基本計画として、平成28年度に下水道事業経営戦略を策定し、4年ごとに見直しを行うこととしている。そのため、本年度、令和7年度から令和18年度までを対象期間として、経営戦略の見直しを行った。

(別冊資料1：登別市下水道事業経営戦略)

2 経営戦略の基本的な考え方

(1) 経営戦略の構成

経営戦略のうち、「投資・財政計画」は、将来的な投資必要額を見込む「投資計画」と、計画期間内の収支を見込む「財政計画」からなる中長期的な収支計画である。また、「効率化・経営健全化の取組」は、経営の効率化、健全化に向けた具体的な取組を位置付けるものである。

(2) 投資・財政計画の対象事業

公共下水道事業、個別排水処理施設事業を対象とした。

(3) 投資・財政計画の対象期間

投資計画には、計画期間と試算期間を設定し、このうち計画期間については、令和7年度から令和18年度までの12年間、試算期間については、令和19年度から令和52年度までの34年間を対象とした。また、財政計画は、令和7年度から令和18年度までの12年間を対象とした。

また、計画期間については、投資計画、財政計画ともに4年ごとに前期、中期、後期に区分した。

(4) 投資・財政計画の見直し

前期4年間の終了年度に次年度以降の12年間の見直しを行う。

3 投資・財政計画について

(1) 投資計画

計画期間については、令和7年度から令和18年度までの12年間に見込まれる事業費を計上した。また、試算期間については、「ストックマネジメント全体計画」などにに基づき、投資額を試算した。

①計画期間について

公共下水道事業については、期間中の12年間で総額80.5億円の事業を見込んだ。

個別排水処理施設事業については、期間中の12年間で総額1.56億円

の事業を見込んだ。

②試算期間について

公共下水道事業については、複数のシナリオに基づき期間中の投資額を試算し、施設の健全性、投資の実現性を検討した。

個別排水処理施設事業については、適宜修繕を行いながら運用を続けることとしており、個別に更新を行う計画がないことから、試算期間における検討は行っていない。

(2) 財政計画

公共下水道事業、個別排水処理施設事業ともに、収益的収支、資本的収支に分けて試算を行った。

収益的収支については、公共下水道事業で、令和17年度以降に損失が生じるものと見込んだ。また、資本的収支については、期間を通じて補填財源の不足は生じないものと見込んだ。

4 効率化・経営健全化の取組について

(1) 使用料の改定について

平成28年度より、経営戦略の見直しに併せて、4年ごとに使用料改定の必要性の検証を行うこととしている。

本年度は、令和8年度から令和11年度までの期間を対象に、使用料改定の必要性を検証したが、純損益、補填財源残高ともに、対象期間はプラスが見込まれたことから、本検証時の使用料改定の必要はないものと判断した。

(2) 雨水管渠整備計画の見直しについて

雨水管渠の整備に係る経費は、国庫補助金を除く全額が一般会計からの繰出金で賄われるため、事業量の多寡は下水道事業の経営のみならず、市の財政運営にも大きな影響を与える。

このため、下水道事業の経営や市の財政運営の安定性を堅持しつつ、雨水管渠の整備を進めるため、平成28年度に「雨水管渠整備計画」を策定したが、経営戦略の見直しと併せて、本計画についても見直しを行った。引き続き、本計画に基づき、雨水管渠の整備を進める。

(別冊資料2：登別市雨水管渠整備計画)

(3) 汚水処理原価の低減について

公共下水道事業の汚水処理原価は、全国と同規模自治体に比べて高い状況にあり、今後、人口減少を背景に有収水量の縮小が見込まれることなどを考慮すると、原価低減に向けた更なる対策を講じる必要がある。

このため、引き続き若山浄化センターの維持管理費の低減に向けた取組について検討を進め、具体的な対策につなげることとした。

(4) 使用料未納者対策について

現在、公共下水道使用料については、賦課・徴収を市水道事業に委託しており、水道料金の徴収業務で、一定期間滞納状態にある債権を対象に給水停止処分を行っていることにより、下水道使用料にも一定の効果が現れているが、更なる使用料収入の増加に向け、下水道使用料未納者の対策について検討を進める。

5 経営戦略のフォローアップについて

毎年度の決算終了後に、投資・財政計画と決算との比較を行う。また、測定指標についても、決算による指標値と計画値との比較を行い、乖離状況の把握・分析を行う。フォローアップ結果は、市公式ウェブサイトにより公表を行う。